

## 西宮市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ及び一般社団法人西宮市老人クラブ連合会（以下「法人」という。）が高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会に資するため、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 老人クラブ助成事業

別紙1に定める「老人クラブ運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

(2) 老人クラブ活動強化推進事業

別紙2に定める「老人クラブ活動強化推進事業運営要領」に基づいて活動を行う、一般社団法人西宮市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブ（これに準ずる老人クラブで、理由書の提出により市長が認めた団体を含む。）に対する助成事業とする。

(3) 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会活動促進事業

別紙3に定める「一般社団法人西宮市老人クラブ連合会活動促進事業補助基準」、及び別紙4に定める「市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化推進事業運営要領」に基づいて活動を行う法人に対する助成事業とする。

(4) ことぶき号運行事業

別紙5に定める「ことぶき号運行事業運営要領」に基づいて事業を行う法人に対する助成事業とする。

### (補助金の額)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の一部を補助するものとする。ただし、補助基準額は、別表第1のとおりとする。

2 老人クラブの補助金の交付額は、別表第1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定することにより算出した経費とする。

### (補助金の使途)

第4条 補助金は、次の経費に充てるために交付する。

(1) 老人クラブ

社会奉仕活動、高齢者教養講座開催、健康増進事業及び活動強化推進事業に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料とする。

(2) 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会

賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、公課費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金等交付申請書及び次の各号に掲げる書類(単位老人クラブは1～5、法人は6～9)を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金所要額調書(様式A)
- (2) 老人クラブ活動等社会活動促進事業活動計画書(様式B)
- (3) 収入支出予算書(様式C)
- (4) 老人クラブ台帳(様式D)
- (5) 会員名簿(様式E)
- (6) 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会活動促進事業実施計画書
- (7) 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会一般会計収支予算書
- (8) ことぶき号運行事業実施計画書
- (9) ことぶき号運行事業収支予算書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付決定(以下「交付決定」という。)をする。

但し、申請額の合計が予算額を超過した場合は、結成届の受理順で補助金の交付決定をする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件又は指示を、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該年度の事業が完了後、2ヶ月以内に補助事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類(単位老人クラブは1～3、法人は4～7)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金精算書(様式F)
- (2) 老人クラブ活動等社会活動促進事業活動報告書(様式G)
- (3) 収入支出決算書(様式H)
- (4) 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会活動促進事業実績報告書
- (5) 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会活動促進事業収入支出決算書
- (6) ことぶき号運行事業実績報告書
- (7) ことぶき号運行事業収入支出決算書

(額の確定)

第8条 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第9条 市長は、前条の額の確定を行った後、補助事業者から提出される補助金等交付請求書(様式第5号)により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払いすることができる。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を補助金等不交付決定通知書(様式第3号)により当該事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第11条 市長は、前条第1項の取り消し決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第7条の確定を行った場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(届出義務)

第12条 新たに老人クラブを組織して第2条の事業を行う場合は、速やかに市長に結成届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 補助金の支給は、結成届を受理した日の属する年度の翌年度より開始する。

3 現在補助金を受けている老人クラブ及び法人が次の各号の一に該当したときは、その代表者は速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 代表者が変更になったとき
- (2) 解散したとき

(指導及び監査)

第13条 市長は、老人クラブ等の運営において適切な指導を行うとともに、必要があると認めるときは、補助金の使途について監査することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(西宮市老人クラブ活動補助金交付要綱の廃止)

1の2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

5 この要綱は、平成22年12月1日から実施し、平成22年4月5日から適用する。

付 則

6 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

7 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

9 この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

付 則

10 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 1 対象事業名  | 2 補助基準額                                      | 3 対象経費   |
|--|--|--|
| 老人クラブ助成事業  | 会員数30人以上<br>3,880円×活動月数                      | 賃金、謝金、旅費、<br>需用費、役務費、備<br>品購入費、委託料、<br>使用料及び賃借料  |
| 老人クラブ活動強化<br>推進事業<br>(1) 共生型助け合い<br>活動・会員加入促進<br>活動・地域活動の再<br>開<br>(2) 高齢者自らが行<br>う体操(健康体操等)<br>の実施・普及促進活<br>動 | 会員数30人以上<br>(1) 3,500円×活動月数<br>(2) 500円×活動月数 |  |
| 一般社団法人西宮市<br>老人クラブ連合会活<br>動促進事業  | 市長が必要と認める額                                   | 別紙3の一般社団法人<br>西宮市老人クラブ<br>連合会活動促進事業<br>補助基準及び別紙4の<br>市町村老人クラブ連<br>合会活動支援体制強<br>化推進事業運営要領<br>に定める範囲 |
| ことぶき号運行事業  | 市長が必要と認める額                                   | 役務費、委託料、使<br>用料及び賃借料、公<br>課費、需用費（消耗<br>品費、印刷製本費、<br>委託契約外の修繕<br>費）                                 |

## 別紙1（第2条関係）

### 老人クラブ運営要領

#### 1 目的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

#### 2 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われるよう、同一小学校区内に70パーセント以上が居住するものとする。

ただし、同一小学校区内で組織することが困難な場合は、当該小学校区を越える区域における組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、30人以上とする。

(4) 会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

#### 3 運営

(1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

(2) 会員はクラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。

#### 4 活動

(1) 老人クラブは、自らの生きがいを高め健康づくりをすすめる各種活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、社会奉仕活動、高齢者教養講座開催及び健康増進事業等、多様な社会活動を総合的に実施するものとする。

(2) 老人クラブの活動は、年間を通じ恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

#### 5 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 老人クラブ活動強化推進事業運営要領

### 1 目的

少子・高齢社会の急速な進展や、「県民の参画と協働の推進に関する条例(平成14年兵庫県条例第57号)」が制定される中、高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実に資することを目的とする。

### 2 内容

別紙1「老人クラブ運営要領」により活動する老人クラブの活動の一環として、次の社会参加活動への取り組みを支援する。

#### (1) 共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開

##### ア 共生型助け合い活動

子育ての相談・支援や子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動、在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わない地域の助け合い活動

##### イ 会員加入促進活動

高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動

##### ウ 地域活動の再開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞した地域活動の再開やウィズコロナ時代に対応した新たな活動

#### (2) 高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施・普及促進活動

いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、ラジオ体操、西宮いきいき体操、その他の高齢者の健康づくり・介護予防のために市町が適当と認める体操等の実施・普及促進活動（原則、年間を通じて、一定の定期的活動が行われるものに限る。）

## 別紙3（第2条関係）

### 一般社団法人西宮市老人クラブ連合会活動促進事業補助基準

#### 1 補助事業の内容

##### (1) 活動促進に対する助成

単位老人クラブに対する指導等

##### (2) 健康づくり・介護予防事業

###### ア 健康づくり

(ア) 高齢者向けスポーツ・文化活動の普及と講習会・大会の開催

(イ) 高齢者対象の料理教室

(ウ) その他

###### イ 介護予防

(ア) 介護予防教室・健康講座の開催

(イ) 高齢者向体力測定の実施

(ウ) その他

##### (3) 地域支え合い事業

ア 高齢者の孤立を防ぐ友愛運動員の組織化・養成と友愛訪問活動

イ 認知症や高齢者虐待についての正しい理解を進める学習活動や

ウ 高齢者やその家族を支えるサポーター養成

エ 子供見守り活動や食育等の次世代育成支援

オ 環境美化の推進

カ 犯罪被害・交通事故等を防ぐための情報の提供や講習会開催

キ その他

##### (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業

ア 若手高齢者による組織の設置

イ 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援

ウ その他

##### (5) 市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化推進事業

上記事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

#### 2 補助対象経費

上記事業の賃金・謝金・旅費（単なる娯楽目的の親睦会や旅行に供するものは非対象）・需用費（忘年会・新年会などの飲食費は非対象）・役務費・備品購入費・委託料・使用料及び賃借料・負担金及び補助金



## 市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化推進事業運営要領

### 1 目的

市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化推進事業は、西宮市内において、高齢者の社会参加を促進するための企画立案及び各種事業を行うとともに、単位老人クラブが行う活動の指導育成等のため、一般社団法人西宮市老人クラブ連合会（以下「法人」とよぶ。）に老人クラブ活動支援推進員（以下「推進員」という。）を設置し、もって高齢者の社会参加の促進と老人クラブ活動の充実と発展に寄与することを目的とする。

### 2 身分

「推進員」は、「法人」の職員とする。

### 3 職務

「推進員」は、西宮市内において、高齢者の積極的な社会参加を促進するために、次の業務に従事するものとする。

- (1) 高齢者の社会参加を促進するための企画、立案に関すること。
- (2) 調査、研究及び資料の整備に関すること。
- (3) 地域活動、教養活動及び健康活動の展開に関すること。
- (4) 単位老人クラブの活動促進、育成指導に関すること。
- (5) 単位老人クラブの指導者養成に関すること。
- (6) 各種催物の開催に関すること。
- (7) 前各号に掲げるものの他、必要な業務に関すること。

### 4 任用資格

(1) 「推進員」は次の各号の要件を満たす者のうちから任用しなければならない。

- ア 人格が高潔で、思慮が円熟し、身体が壮健である者
- イ 高齢者の福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者
- ウ 年齢が70歳未満の者
- エ 社会福祉又は社会教育に関する業務に2年以上従事した経験を有する者

(2) (1) に定める要件を満たす者を得られない場合には、(1) に定める要件と同程度の資格を有する者について、西宮市長と協議のうえ任用することができる。

## ことぶき号運行事業運営要領

### 1 目的

老人クラブ会員等が自己研鑽の拡大や会員相互の交流を図ることを目的に、各種研修活動、地域交流活動及び学習活動、レクリエーション活動に使用する一般社団法人西宮市老人クラブ連合会（以下「法人」という。）が行う「ことぶき号運行事業」に対して補助を行う。

### 2 運営

- (1) ことぶき号運行事業にかかる運営は、法人により自主的に行わなければならない。
- (2) 法人は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、運行要領を設けるものとする。